一跡々改、道はゞ相究候所者、道ハゞ或京間五間、或六間、日本橋通町之分は、田舎間拾間、本町通ハ京間七間、庇之分取候而作事仕度者ハ、早々可レ仕候、前篇如二相觸一候、本間之外、三尺之釣ひさし、柱なしに可レ仕候、但表之下水ハ、ぬきにてすのふたを可レ仕候、御定之外、道江少も作り出申間敷事、

一于今改不レ申撿地究不レ申候町ハ、近日罷出改可レ申候間、角屋之者ハ、表裏之境目、町中立合、隣之境究杭を打置可レ申事、

一作事仕候とも、長屋者不レ及レ申、裏棚居間之分共、三間梁ゟ大キニ作り申間敷事、

四月

〔享保集成絲綸錄二十九〕明暦三酉年六月

一先日も如二申觸一候、此以前撿地仕候處者、不レ及二相改一候間、普請仕度者ハ、御公儀之ひさし壹間引込可レ仕事、

一通町本町通表向、三尺之釣ひさしに、柱御赦免被レ成候間、三尺之ひさしの外に、自分之地之内を、三尺切ひさし下壹間之通り道仕、柱を立作事可レ仕事、

但自分之地之内、三尺切候儀、迷惑ニ存、釣ひさしニ仕度町ハ、片かわ切、又ハ壹町切ニ釣ひさしニ成共可レ仕候段、迷惑ニ存候者有レ之候とも、其町之者存寄候多分次第ニ、隣町なみ棚下壹間ニ可レ仕事、

一河岸通表向之ひさしハ、如二前々一之可レ仕候、幷川岸端橋詰ニ、小屋かけ商賣人置申間敷候、若小屋かけ居申者ハ、兼而相意得取可レ申事、

六月

〔享保集成絲綸錄二十九〕明暦三酉年六月

一先日も如二相觸一候、跡々相改道ハゞ究、本杭通りニ杭を打置候所ハ、道ハゞ京間六間明ケ候而家